## 魚津市告示第148号

指定管理者の指定について

魚津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年魚津市条例第25号)第4条の規定により、指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第5条第1項の規定により告示する。

令和 2 年12月23日

魚津市長 村椿 晃

施設の名称	指定管理者の名称	主たる事務所 の所在地	指定の期間
魚津市上中島多目 的交流センター	特定非営利活動法人 魚津市西部地域振興協議会	魚津市下椿 8 番地	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
魚津市大町コミュニティセンター	大町コミュニティセンター	魚津市本町一 丁目1番10号	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで
魚津市片貝コミュニティセンター	片貝地域振興会	魚 津 市 島 尻 818番地	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで
経田漁港	魚津漁業協同組合	魚津市漁港定 坊割	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
無津総合公園(魚 津水族博物館を除 く。)及び早月川 緑地	一般財団法人 魚津市施設管理公 社	魚津市三ケ 1181番地1	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで